都城市林業総合センター指定管理者候補者選定の概要

都城市林業総合センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1)団体の名称 都城森林組合
- (2) 代表者名 代表理事組合長 柳田 力男
- (3) 所在地 都城市早鈴町5085番地
- (4) 設立年月日 昭和56年12月4日
- (5) 従業員数 89名
- (6)業務内容
 - ・組合員の為にする森林の経営に関する指導
 - ・組合員の委託を受けて行う森林の施行及び経営
 - ・組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
 - ・病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
 - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
 - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給

2. 指定期間

令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日(5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市林業総合センター	敷地面積:5,835.9㎡
(都城市早鈴町5085番地)	延床面積:490㎡

(2)業務概要

施設の管理運営に関すること

施設の利用許可に関すること

4. 事業計画の概要 事業計画書のとおり

5. 選定結果の概要

- (1) 公募の状況
 - ①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和5年5月26日 第1回選定委員会開催

令和5年6月1日~令和5年7月3日 募集(広報都城6月号への掲載)

令和5年7月24日 申請書類受付

令和5年8月21日 第2回選定委員会開催、書類審査・

面接審查

令和5年9月1日 選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	宮崎県職員	1人
施設利用者代表		1人
市課長職		2 人

(3) 選定理由

令和5年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考(総合得点方式)を行った結果、以下の理由で都城森林組合が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分に理解した管理運営が提案されていること。
- ・意見箱を設置し、常に利用者の意見を取り入れる姿勢があること。加えて利用者へのアンケートを実施していること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・SNS を活用した情報発信を定期的に行っていること。
- ・物価高の現状の中でも利用者のことを考え、利用料金が低価格に設定されて

いること。

- ・施設パンフレットを更新し、イベントでの配布など利用者増に向けた提案が あること。
- ・林業団体と連携し、利用者増のための取組が提案されていること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・これまでの実績を踏まえた経費配分の提案となっていること。
- 適切な管理運営と経費配分の工夫により、経費を抑えられていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を 有していること」

- ・団体自体の財務状況も良好であること。
- ・これまでの実績が、低コストでの運営の根拠となっていること。
- 安定した運営が行われており、これからも十分な管理運営が期待できること。
- ・法的な資格要件等を十分に理解し、外部講師を招いてのコンプライアンス研修を実施していること。

「選定基準5 地域に貢献する取組が確保されていること」

- ・ハローワークを活用し、地域雇用の意識を高く持っていること。
- ・施設内のみならず、周辺地域の草刈りやごみ拾い等も計画されていること。 「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」
 - ・これまでの実績から十分に基準を超えて活動されていること。
 - ・林業従事者への安全研修会を計画するなど、施設の設置目的にも合った提案 がされていること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

・選定基準については、施設の特性を考慮し利用者増への取り組みや林業従事 者に対する提案に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・候補者からの提案である SNS を活用した広報や、しいたけ駒打ち体験の実施 については、施設の利用者の増加等が見込まれ、期待される内容であった。
- 管理体制についても、安定的な運営が期待できる提案である。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	≖ 1.⊢	採点結果	審査項目	一人当た	安木中央
	配点	都城森林組合		り配点	審査内容
1. 市民の平等な利 用が確保されるこ と	210	1 6 5	管理運営 方針等	2 0	市の管理方針を認識しているか。
					公の施設の設置目的を理解しているか。
					申請団体の経営モラルは適切か。
					環境に配慮した取り組みをしているか。
			平等利用	1 0	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされている
					カ。
					相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容 が施設の効用を最 大限に発揮するも のであること		260	利用の促進	2 5	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。
					利用者増のための広報・PR 対策を提案しているか
					関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされている
					か。
	3 5 0		サービ ス・利便 性の維持 向上	2 5	利用者サービスの向上について提案がされているか。
					施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。
					施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされて
					いるか。
					適切な利用料金の提案がされているか。
3.経済的な管理運			経費配分	1 0	具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
営が図られ経費配	7.0	7 0 5 5			 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
分が適正であるこ	7 0				旭上は吐貝山刀ツケん刀(こ)(・) 近米で40 (('37)*。
と					

4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	3 1 5	2 4 4	物的能力	2 0	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
			人的能力	2 5	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための 提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認 識しているか。
					まちづくりへの熱意、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握
5. 地域に貢献する 取り組みが確保さ れていること	1 0 5	8 9	地域貢献	1 5	都城市内に本店を有するか。 地域雇用の考え方が示されているか。 地域貢献の取り組みが示されているか。
6. その他、公の施 設を管理させる個 当たり必要な基準	1 4 0	108	センター 設置目的 の推進	2 0	林業従事者の諸研修、実技訓練等について提案がされているか。 林業者担い手の育成強化のための提案がされているか。
合計	1, 190	921		1 7 0	
〈参考〉:提案金額 (単位:千円)	·	5 2 千円	(令和6年		•

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。